

今村学園ライセンスアカデミー 学則

今村学園ライセンスアカデミー 学則

第一章 総 則

- 第 1 条 本校は、今村学園ライセンスアカデミーという。
- 第 2 条 本校を鹿児島市新屋敷町 2 番 1 0 号に置く。
- 第 3 条 本校は教育基本法、学校教育法、栄養士法、調理師法、製菓衛生師法及び柔道整復師法に基づき、栄養士、調理師、製菓衛生師及び柔道整復師として必要な知識、技能、教養を授けることを目的とする。

第二章 課程、学科、講座、修業年限、定員、学級数及び休業日

- 第 4 条 本校の課程、学科、講座、修業年限、学級数及び定員は次のとおりとする。
(本 科)

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
衛生専門課程	栄養士科	2 年	3 5 名	7 0 名	1	昼間
衛生専門課程	調理師科 2 年コース	2 年	4 0 名	8 0 名	1	昼間
衛生専門課程	調理師科 1 年コース	1 年	4 0 名	4 0 名	1	昼間
衛生高等課程	調理師科 夜間コース	2 年	4 0 名	8 0 名	1	夜間
衛生専門課程	パティシエ科	1 年	4 0 名	4 0 名	1	昼間
医療専門課程	柔道整復 トレーナー学科	3 年	3 0 名	9 0 名	1	昼間

ただし、附帯教育事業として次の別科を置く。

(別 科)

学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備 考
パティシエ科	1 年	8 0 名	8 0 名	1	通信課程

(介護食士認定講座)

学 科 名	受講定員	学級数	備 考
介護食士認定講座	8 0 名	1	昼間

- 第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

通信課程の学年も同様とする。

- 2 学期は次のとおりとする。

(本 科)

前 期	4 月 1 日から	9 月 3 0 日まで
後 期	1 0 月 1 日から	3 月 3 1 日まで

第 6 条 本校の始業及び終業は次のとおりとする。

	始 業	終 業
衛生専門課程（昼間）	9 時	16 時 50 分
衛生高等課程（夜間）	18 時	21 時 20 分
柔道整復トレーナー学科	13 時	17 時 50 分

第 7 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
ただし、柔道整復トレーナー学科は日曜日のみ
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏期休業 8 月 10 日から 9 月 30 日まで
 - (4) 冬期休業 12 月 25 日から 1 月 7 日まで
 - (5) 春期休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第三章 教育課程、授業時数及び教員組織

第 8 条 本校の授業科目、授業時数又は単位数は、各科別表のとおりとする。

第 9 条 本校に教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
 - (2) 副校長 1 名以上
 - (3) 教員（専任教員）
 - 栄養士科 11 名以上
 - 調理師科 6 名以上
 - パティシエ科 1 名以上
 - 柔道整復トレーナー学科 6 名以上
 - (4) 講師
 - 栄養士科 15 名以上
 - 調理師科 15 名以上
 - パティシエ科 10 名以上
 - 柔道整復トレーナー学科 15 名以上
 - (5) 実習助手
 - 栄養士科 3 名以上
 - (6) 事務職員
 - 栄養士科・調理師科・パティシエ科 3 名以上
 - 柔道整復トレーナー学科 1 名以上
 - (7) 学校医 1 名
- 2 校長は校務を掌り、所属教員を監督する。
- 3 各科の職種において兼務することができる。

第四章 履修方法、試験等の評価及び授業科目修了の認定

第10条 履修方法は各科細則のとおりとする。

第11条 授業科目修了の認定は各科細則のとおりとする。

第12条 既修得履修認定は各科細則のとおりとする。

第五章 入学、休学、在学期間、転学、編入学、退学及び除籍、卒業、資格、賞罰

第13条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 衛生専門課程は、高等学校を卒業した者、又はそれに準ずる学力があると認められた者。
- (2) 衛生高等課程は、中学校を卒業した者、又はそれに準ずる学力があると認められた者。
- (3) 通信課程は、中学校を卒業した者、又はそれに準ずる学力があると認められた者。
- (4) 医療専門課程は、高等学校を卒業した者、又はそれに準ずる学力があると認められた者。

第14条 本校の入学期日は次のとおりとする。

毎年 4月とする。

通信課程 4月とする。

第15条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第26条に定める入学検定料を添えて期日までに出席しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定された期日までに第26条に定める入学金を添えて入学手続きをとらなければならない。
- 4 入学辞退者に対する入学金及び入学検定料については返還しない。ただし、3月31日までに入学辞退を申し出た者については、授業料等を返還する。

第16条 休学に関する手続きは次のとおりとする。

学生が疾病その他やむを得ない事由によって長期休学する場合は、その事由を記した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学は、当該年度末までとする。ただし、特別の事情のある場合は願いにより、1ヶ年に限り延長を認めることができる。
- 3 休学中の期間は、通算して2ヶ年を超えることはできない。
- 4 復学しようとする場合は、申請して復学することができる。

第17条 在学期間は第4条の修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第18条 転学、編入学に関する手続きは次のとおりとする。

学生は、他の学校に転学を志望しようとするときは、転学願いを校長に提出し、許可を受けなければならない。

編入学の規定は、各科細則のとおりとする。

第19条 退学に関する手続きは次のとおりとする。

退学しようとする者は、その事由を記した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第20条 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 第17条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 授業料の納入を怠り、催促を受けてなお納入しない者

第21条 進級及び卒業に関することは次のとおりとする。

進級及び卒業の認定は、各科細則のとおりとする。

第22条 栄養士科、調理師科2年コース、調理師科1年コース、調理師科夜間コース、パティシエ科及び柔道整復トレーナー学科において、所定の課程を修了したと認める者には、それぞれの免許状取得のための証明書を交付する。

第23条 栄養士科、調理師科2年コース、柔道整復トレーナー学科において、所定の時間、または単位を履修した者には、専門士の称号を与える。

第24条 賞罰に関することは次のとおりとする。

次の各号一つに該当する者を褒賞することができる。

- (1) 1年以上の皆勤及び精勤した者
 - (2) 成績が特に優秀である者
 - (3) 学校の名譽を著しく顕揚し、もしくは他の模範となるべき顕著な行為が見られた者
- 2 次の各号一つに該当する者は、停学又は退学を命ずることができる。
- (1) 素行不良で改悛の見込のない者
 - (2) 学力が劣等で成業の見込のない者
 - (3) 身体虚弱で学業に耐えない者
 - (4) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (5) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第六章 健康管理及び納付金

第25条 健康管理に関することは次のとおりとする。

学校保健安全法に基づき健康診断を実施する。

第26条 納入金に関することは次のとおりとする。

	入学検定料	入学金	授業料	実験実習費	施設費	教育充実費
栄養士科	15,000	200,000	540,000	180,000	140,000	50,000
調理師科 2年コース	15,000	150,000	480,000	120,000	160,000	50,000
調理師科 1年コース	15,000	150,000	480,000	120,000	160,000	50,000
調理師科 夜間コース	15,000	150,000	240,000	60,000	120,000	50,000
パティシエ科	15,000	150,000	480,000	160,000	160,000	50,000

柔道整復 トレーナー学科	30,000	600,000	700,000	200,000	400,000	
パティシエ科 (通信課程)	15,000		100,000	50,000		

ただし、授業料、実験実習費、施設費、教育充実費は毎年度の年額納付金

(介護食士認定講座)

講 座	受講料	備 考
介護食士認定講座（一般）	75,000	講義料、実習費、教材費等含む
介護食士認定講座（学生）	50,000	講義料、実習費、教材費等含む

2 納入金に関する入学辞退の申し出の期限は、年度末の3月末日までとし、期限までに入学辞退を申し出た者には、前項の入学検定料・入学金を除く既納の授業料等を返還する。

第七章 その他

第27条 次の各条項の規定については、通信課程にも適用するものとする。

第1条、第2条、第3条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、
第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、
第21条、第22条、第24条、第26条

附記1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附記2 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附記3 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附記4 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附記5 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附記6 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附記7 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附記8 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附記9 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、これ以前に入学した者については従前のものを適用する。